

第6章 廃棄物処理計画の推進

本計画を円滑に推進していくためには、県民、事業者、行政等の関係者が、廃棄物の処理に関して、それぞれの責任と役割を認識し、相互に協力、連携して積極的に取り組んでいくことが必要である。

1 各主体の責務・役割

(1) 県民

県民は、日常生活の中でごみの排出者であり、その処理について自らの問題であることを自覚し、従来の大量消費、大量廃棄型の生活様式から、環境への負荷の低減された循環型の生活様式への転換を図っていく必要がある。

こうした観点から、できるだけごみを出さない（リデュース）、出たごみはできるだけ再使用する（リユース）、または資源として利用する（リサイクル）という3Rを推進していく。製品の購入に際しては、簡易な包装のもの、繰り返し利用できるもの、耐久性に優れたものなどの選択、また、ごみとして出すときには、市町村が定める排出ルールに基づいた分別の徹底、各種リサイクル法等に基づきリサイクル料金の負担や適正な引き渡しなど、日常生活で実践できる身近な取り組みの積み重ねに努めていく。

(2) 事業者

ア 排出事業者

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があることを認識し、生産工程や流通・販売過程において可能な限り廃棄物の発生を抑制するとともに、再使用、再生利用を行い、最終的に廃棄物として排出するものについては、環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正な処理を行うことが必要である。

また、拡大生産者責任の考えの下、自ら生産する製品が消費や廃棄される段階で発生する廃棄物について、減量化、資源化及び適正処理を考慮した製品の設計等に努める。

イ 廃棄物処理業者

廃棄物処理業者は、廃棄物を適正に処理する専門事業者として重要な役割を担っており、その中で廃棄物の減量化や資源化に努め、適正な処理を行うことが求められる。

廃棄物の処理に当たっては、事業活動に伴う環境負荷を低減し生活環境の保全に努めるとともに、積極的な情報公開を行い、廃棄物処理に対する住民の信頼を高め、地域との協調に努めることが必要である。

また、循環型社会の形成を担うため、循環ビジネスへの取組が期待される。

(3) 市町村

市町村は、その行政区域内における住民に最も近い位置の自治体として、地域の一般廃棄物について、発生抑制、再使用、再生利用を促進する必要がある、排出される一般廃棄物についてはその処理責任の下、地域の環境に配慮した適正処理を推進するとともに、循環型社会の形成に向け、啓発活動や情報提供などにより、住民、事業者の取組を促進する。

また、廃棄物を適正に処理するには、地域間の連携、協力も不可欠となっているため、市町村間、市町村と県などと連携、協力し施策を推進する。

(4) 県

県は、一般廃棄物及び産業廃棄物について、発生抑制、再使用、再生利用を促進し循環型社会の形成に向けた取組を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに、県民、事業者、市町村の取組に対して支援を行う。

また、循環型社会を支える循環ビジネスの創出、拡大等を促進するため必要な取組を行う。

こうした取組のほか、廃棄物行政の円滑な推進のため、必要な制度の改正や財政支援措置などについて、積極的に国に要望していく。

また、計画の実施による効果を把握するため、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出等の実態を把握し、目標の達成のための適切な指導を行うなど、計画の着実な推進に努める。

2 計画の進行管理

(1) 目標達成状況の把握

一般廃棄物については、市町村等に対する一般廃棄物処理実態調査などにより、また、産業廃棄物については、産業廃棄物処理実績報告などにより、排出量、最終処分量等を毎年度推計し、目標の達成状況を把握する。

(2) 進行管理

目標の達成状況については、県の環境白書やホームページにより公表するとともに、愛知県環境審議会廃棄物部会を通じて処理状況や施策の効果の分析、評価を行うなど、点検を行う。また、事業者団体、消費者団体、女性団体、市町村等で構成するごみゼロ社会推進あいち県民会議等においてワークショップを開催するなどして、関係者の連携、協力により計画の着実な推進に努める。

こうした点検結果や社会情勢その他廃棄物に係る環境の変化に合わせ、必要に応じて施策の見直し等を行う。